

2024年度 いじめ防止基本方針

目的

- (1) 生徒のいのちと安全を守るため、法律の基本理念（第三条）に則り、いじめの防止等のための対策を策定する。
- (2) 「敬・信・愛」の教学理念を基とし、「人との関わりの中で、自分らしく輝く女性を育てる」という学校目標に則り、人と人がつながり合うことの大切さを育みながら、「いじめ」を許さず、発達途上にある生徒同士の関係の中で起こる様々なトラブルを成長の機会ととらえ、正面から向き合い、健全な人間関係を築く力をつくりあげるための教育的指導を行う。

未然防止

1. hyper-QU（QUESTIONNARIE－UTILITIES）の実施

高校は年2回、中学は年3回、hyper-QUを実施し、その結果を参考にクラス集団の状態・一人一人の生徒の状況をつかみ、学校生活に充分満足できていない生徒の状況をいち早くつかむ。

また、各クラスのhyper-QUの結果を学年・中学部内で共有し、学年全体として生徒全体を見守る体制をとる。

2. 教員研修の実施

いじめ問題への理解・問題行動への指導・事例検討などの研修を計画的に行い、生徒指導全般についての教員のスキルアップをはかる。

早期発見

1. 担任・学年・クラブ顧問の役割

- ① クラス担任及びクラブ顧問は、クラス、クラブ内の生徒一人一人及び集団の人間関係について、日々注意を払いその状況をつかむ。生徒同士の関係の中で起こるトラブルについては、事の大小にかかわらず、決して見過ごさず、その場でダメなことはダメと、毅然と注意するとともに、常に学年主任・中学主任に報告と相談をする。
- ② クラス担任は、週1回行われる学年・中学会議において、クラス状況を報告し、学年・中学全体で生徒たちの状況を共有する。
- ③ 各学年・中学主任は、生徒同士の中で起こるトラブルについて、問題のある事柄に関し、管理職及び生活指導部長に報告と相談を行い、指導における助言を仰ぐ。

2. 人権委員会・校務運営委員会の役割

- ① 各学年主任・中学主任及び生活指導部長は、生徒同士の関係の中で起こるトラブルについて、人権委員会と校務運営委員会に報告する。
- ② 人権委員会・校務運営委員会は、上記①で受けた報告を俯瞰的に考察し助言を行う。
- ③ 上記①・②をふまえ、当該学年・中学・クラブは、トラブル解決のための方策を立て行動する。

3. 生徒・保護者の相談について

- ① 生徒・保護者が、いじめ及びいじめに類する相談をいつでもできるよう、クラス担任、クラブ顧問をはじめ、全教職員が努める。
- ② 生徒・保護者が、いじめ及びいじめに類するトラブルについて担任を通さずとも直接相談できるよう相談窓口などを周知する。
- ③ 生徒・保護者が、いじめ及びいじめに類するトラブルについて直接相談できるよう教頭が窓口となる。

いじめ事案認知時の措置

- ① 「いじめ」の認知は、早急な対策が求められる性質上、担任からの報告、学年・中学会議での報告、人権委員会・校務運営委員会での報告、生徒・保護者からの直接の訴え等の、いずれの場面であっても、報告を受けた者が抱え込まず、生活指導部長と教頭に報告する。
- ② 「いじめ」事案を認知した場合、教頭が「対策プロジェクトチーム」を緊急に組織し、迅速に対応に当たる。
- ③ 上記②の対策プロジェクトチームは、当該生徒をめぐる関係者と管理職（学校長・教頭）で組織する。
- ④ 関係者とは、クラス内及びクラス間で起こった場合当該学年主任・中学主任・担任・生活指導部長、及び、その事案に関係する教員とする。クラブ内で起こった場合は、クラブ顧問・生活指導部長・生活指導部主任及び、その事案に関係する教員とする。
- ⑤ 発生した「いじめ」事案が、重大であると学校長が判断した場合、対策プロジェクトチームと同時に、「いじめ緊急対策会議」を設置する。「いじめ緊急対策会議」は、学校長を責任者とし、教頭、生活指導部長、当該学年・中学主任と、その他、学校長が必要と判断した教員を加えたメンバーで構成する。
- ⑥ 重大な「いじめ」事案については、「いじめ緊急対策会議」が「対策プロジェクトチーム」の指導経過を常に把握し、その対応を検討し解決を図るとともに、国が定めた「いじめ防止対策推進法」に則り、適切な対応を行う。

補則

当対策は、2014年4月1日より施行するものとする。又、年度ごとに見直し・検討を行うと同時に、改訂する必要があるときは直ちに行うものとする。